

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年8月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300005 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300035 号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成30年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年8月31日

A社から支給された請求期間に係る賞与は、社会保険事務を委託していた社会保険労務士が届出を失念し、届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、当該期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の賞与について、A社から提出された当該期間に係る賞与支給明細書及び日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は同社から400万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、事業主は、社会保険の届出事務などは社会保険労務士に委託しており、当該

社会保険労務士が賞与支払届の届出を失念した旨回答している上、B年金事務所は、請求期間当時のA社に厚生年金保険料の滞納はなかった旨回答していることから、意図的に届出が行われなかつたものではないと考えられる。

また、前述の社会保険労務士は、自身が請求期間に係る賞与支払届の届出を失念しており、事業所側に非はない旨陳述している上、同社会保険労務士はそれを証明するものとして、平成29年12月27日に事業所の顧問会計事務所から送信され、自身の社会保険労務士事務所が受信した当該賞与に係るファックス連絡表及び税務署提出用の付表「事前確定届出給与等の状況」の写しを提出しており、請求者が直接関与していなかつたことがうかがえることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300006 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300036 号

第1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 8 月 31 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 8 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 56 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 8 月 31 日

A 社から支給された請求期間に係る賞与は、社会保険事務を委託していた社会保険労務士が届出を失念し、届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、当該期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の賞与について、A 社から提出された当該期間に係る賞与支給明細書及び日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は同社から 900 万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である 150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A 社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、事業主は、社会保険の届出事務などは社会保険労務士に委託しており、当該社会保険労務士が賞与支払届の届出を失念した旨回答している上、B 年金事務所は、請求期間

当時のA社に厚生年金保険料の滞納はなかった旨回答していることから、意図的に届出が行われなかつたものではないと考えられる。

また、前述の社会保険労務士は、自身が請求期間に係る賞与支払届の届出を失念しており、事業所側に非はない旨陳述している上、同社会保険労務士はそれを証明するものとして、平成29年12月27日に事業所の顧問会計事務所から送信され、自身の社会保険労務士事務所が受信した当該賞与に係るファックス連絡表及び税務署提出用の付表「事前確定届出給与等の状況」の写しを提出しており、請求者が直接関与していなかつたことがうかがえることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300096 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300037 号

第1 結論

請求期間①から⑧までについて、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 平成元年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
⑤ 平成 2 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
⑥ 平成 4 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑦ 平成 7 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
⑧ 平成 9 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間①から⑧までについて、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料額と、各請求期間の翌月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が相違している。各請求期間について、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与明細書（昭和 59 年 4 月分から平成 11 年 7 月分まで）により、各請求期間については、翌月分の給与明細書において控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が、現在のオンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そのため、前記の給与明細書を検証したところ、全ての請求期間について、本来の報酬月額

に見合う標準報酬月額は、現在のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、各請求期間について、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。